

情報共有システムに関するQ&A (R7.4 対応版)

本Q&Aは春日部市が発注する建設工事における「春日部市建設工事情報共有システム実施要領」及び「春日部市営繕工事情報共有システム実施要領」を対象としています。

情報共有システムについて

Q. 情報共有システムとは、どのようなものですか。

A. インターネットを利用して、工事施工中に関する書類の作成・提出や、工事関係資料の共有等を支援するシステムです。従来の紙媒体では、工事書類の作成、印刷、提出、整理等に多くの時間や資源を費やす必要がありました。情報共有システムでは、受発注者が互いに作成した情報を「いつでも」「どこでも」検索、閲覧、取得できるようになり、業務の効率化、省力化を図ることで、生産性の向上を実現するものです。

Q. 情報共有システムを使うと、どのようなメリットがありますか。

A. 情報共有システムの活用により受発注者間のコミュニケーションが円滑化することはもちろん、公共工事の生産性向上を図ることができます。さらに、立会いスケジュールなどを含めて共有することにより、受発注者の時間的な制約をなくし、円滑化することができます。

Q. 対面のコミュニケーションが減ることにならないですか。

A. システムを使うことで書類提出や整理等の単純な作業時間を短縮できるので、重要な変更協議などで必要な現場臨場や対面によるコミュニケーションに時間を確保しやすくなります。

Q. 春日部市が開発したシステムですか。

A. 春日部市が開発したものではありません。ASPとは、アプリケーションサービスプロバイダの略であり、プロバイダがインターネットを介してアプリケーションサービスを顧客にレンタルするサービスを行うものです。このASP方式でプロバイダが開発した「情報共有システム」を用いて、受発注者間で工事施工中に関する情報の共有、相互利活用することで、受発注者間のコミュニケーションの円滑化、生産性の向上を図っていくものです。

Q. システムを利用する際に費用はかかりますか。

A. 費用はかかります。工事受注者がプロバイダと利用契約を行い、利用料等を支払います。具体的な費用についてはプロバイダにお問合せください。なお、土木工事等の積算では、システム利用料※は共通仮設費の率計上に含まれています。建築工事等の積算では、発注者が指定する工事においては、あらかじめ共通仮設費に積み上げ計上

し、受注者が希望する工事において情報共有システムの活用を認めた工事は、共通仮設費として積み上げ計上し、変更契約を行うものとします。

Q. システムを利用するために準備するものはありますか。

A. パソコン及びインターネット接続環境が必要です。

Q. 工事の無い月の利用料等はどうすればいいですか。

A. 受注者が1つの工事ごとにシステム提供者と利用契約を行い、月額の利用料を支払う仕組みです。なお、出水期等で一時休止となった場合、利用契約も休止できますが、帳票の作成及び決裁や決裁済みの文書の閲覧も出来なくなる場合もあるので、休止する際は、早めにプロバイダと協議をお願いします。

Q. 受注工事単位ごとに契約するのですか。

A. 工事単位の契約となります。しかし、同じシステム内で発注者は他の工事の帳票、スケジュールなどを共通して確認できます。

Q. 工期延長になった場合、いつまでに申請すればいいですか。

A. 既契約期間内に申請をお願いします。

Q. 発注者が工事監理業務委託をしている場合は、書類をどのように発議したらいいですか。

A. 委託者の職位は、「技術管理者」、「担当技術者」とし、発注者側のユーザーとして登録してください。

Q. データはいつまで使用できますか。

A. 各要領においては、「検査日の翌月まで、情報共有システムで帳票のダウンロードが可能なもの」と選定条件に掲げています。ダウンロード期間が契約月までのプロバイダを利用する場合は「工事検査日の翌月」までダウンロード可能な契約期間としてください。また、プロバイダによりデータを保管するサービスも別途あります。

Q. 施工計画書を情報共有システムで提出してもよいですか。

A. ペーパーレス化ややり取りの効率化の観点から情報共有システムでの提出を積極的に行ってください。なお、情報システムを用いて変更施工計画書を提出する場合は、変更部分を含めて一式で提出することも可能です。

Q. メールではデータ量が大きいものは送るのに時間がかかったり、送れなかったりしますが、情報共有システムでは問題ないですか。

A. 大容量データが送付できます。容量の上限は各プロバイダにより異なりますので確

認をお願いします。

Q. 設計変更が多い場合の情報共有において、柔軟に対応できるのでしょうか。

A. 設計変更においては、工事記録には残らない事前打合せが必要であり、情報共有システムの掲示板機能等を使用することでも対応できます。また、後から工事帳票を修正するような場合も、利用期間内に限り修正も可能です。

Q. 帳票を送る時間帯に制限はありますか。

A. 基本ありません。システムメンテナンス時には、システムの利用が止まる事はありますが、事前にシステム内等でお知らせします。

Q. 承諾日時は残りますか。

A. 紙帳票と同じように任意の日付での起案、承諾、納品が可能です。なお、承諾後の改ざん防止等のため操作ログとして情報共有システム上には実際の操作日時が記録されますが、成果品には出力されません。

情報共有システムの実施について

Q. 情報共有システムの実施スケジュールについて教えてください。

A. 令和7年4月から春日部市が発注する実施要領に示す建設工事等を対象に実施します。

Q. 市の要領を満たすシステムなら、どのプロバイダでもいいですか。

A. 満たしていれば、利用可能です。ただし、市役所のインターネット環境利用に関して協議が済んでいないシステムを使用する場合、市のセキュリティ部局との協議が必要になります。協議は工事発注課がセキュリティ部局と行いますが、市役所のインターネット環境では利用不可となった場合、発注者用のPCとインターネット環境は、受注者側で準備いただくこととなります（費用は受注者負担）。

Q. 金額の小さい工事でシステムを使ってもそれほどメリットがないのでは。

A. 発注機関より現場に近い、工期が短いなど、システム活用の効果が表れにくい工事は、システム利用の適用を除外することができます。契約後速やかに受発注者協議をしてください。

Q. 情報共有システムの利用に先立つ受発注者協議は紙で提出する必要はありますか。

A. 情報共有システムを利用することになった場合、工事記録を電子データで提出してください。情報共有システムを利用しない場合は紙の工事記録で利用しない理由を明記して提出してください。

情報共有システム活用工事の電子納品について

Q. システムを利用すると、工事記録などの帳票は全て電子化されるのですか。

A. これまでどおり、紙の原本を提出する場合は、情報共有システムにより提出ができないことから、紙の書類を提出します。したがって、工事帳票が全て電子化されるわけではありません。

Q. 納品はDVD-Rでもいいですか。

A. 実施要領に示したとおりSDカードを原則としますが、DVD-R等での納品も可とします。

Q. ASPの電子納品と、写真の電子納品のCDは別々になるのですか。

A. 電子納品形式でデータを作成し、同じ媒体に保存してください。詳細は「埼玉県電子納品運用ガイドライン」を参照してください。

Q. 完成後（工期終了後）のデータを受注者は管理できるのでしょうか。

A. システムからダウンロードして、社内のパソコンに保管できます。

Q. システムを利用する場合のウィルス対策はどうすればいいですか。

A. 国土交通省「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」にセキュリティ要件が定められており、ウィルス対策等の情報セキュリティは確保されています。また、提供されるシステムは、各システム提供会社のデータセンター内で厳重に保管されています。なお、受注者側のPC環境においても、これまで同様にバックアップ、ウィルス対策等は万全の対策をお願いいたします。